東京都における周産期医療情報管理の現状と問題点

(分担研究名:ハイリスク児出生の実態把握と追跡管理に関する研究)

三科 潤*)

要約:東京都における周産期医療情報のシステムは、東京都母子保健サービスセンターがサポートするコンピューターネットワークにより、都内の主要な17新生児医療機関と18産科医療機関が加盟し、診療能力情報と入院患者診療情報の管理を行っている。また、都内の保健所を対象としたアンケート調査を行い、退院後の医療情報の伝達について調査したが、新生児医療機関から保健所への情報の伝達が充分に行われていないことが明らかになった。新生児医療機関が統一した連絡票を作成して保健所への情報の伝達をスムースに行う必要がある。また、産科医療機関から新生児医療機関への母体、分娩に関する情報の伝達にも、統一した連絡票を作成する必要がある。

見出し語:医療情報管理、ハイリスク児の追跡管理、未熟児訪問

研究報告

- 1.東京都における情報管理の現状
- 1)周産期医療情報管理の現状

東京都において、周産期医療情報管理がシステムとして行われているのは、東京都新生児救急医療協議会加盟の17新生児医療施設および、都内の主要産婦人科医療施設18施設を対象として東京都母子保健サービスセンターが行っている周産期医療情報サービスであり、その内容は以下の通りである。

(1)診療能力情報に関して

コンピューターネットワークにより、新生児医療施設17施設および産婦人科医療施設18施設の救急診療能力(重症度別入院患者受け入れ可否、搬送の可否など)をリアルタイムで入力し、各施設および東京消防庁救急センター、母子保健サービスセンターの端末機に表示している。

- (2)周産期医療情報に関して
- a.入院患者調查票作製、配布(新生児医療17機関、 産婦人科18機関)
- b.記入済み調査票収集(週1回)
- c.調査票データ入力(東京都のコンピューター)
- d調査票データ出力によるサマリー作製、配布
- e.研究支援用デ-タ解析、出力
- f.報告書「東京都の母子保健」作成
- 2.東京都における保健所の未熟児訪問について目的:NICU退院後の児をフォローアップするためには病院と保健所との連携が必要であるが、そのための周産期の医療情報の伝達について調査を行った。方法:東京都内の保健所を対象に、本年の研究班作成のアンケートを郵送し、未熟児訪問を担当する保健婦からの回答を求めた。

結果:都内の保健所74カ所に郵送し、37カ所(50.1%) から回答を得た。37保健所管内の人口は481万人で、 平成6年の東京都の人口は1,156.1万人であるので、

Maternal and Perinatal Center of Tokyo women's

Medical college

^{*)} 東京女子医科大学母子総合医療センター

東京都の約42%の人口を所轄している保健所数であ る。また、37保健所が把握していた管内の極低出生 体重児出生数は263人であった。平成6年の東京都の 出生数は101,998人で、このうち2000g未満の低出生 体重児は1,518人、1500g未満の極低出生体重児は 578人であったので、極低出生体重児に関してもこ の調査は東京都の46%をカバーしている。これら37 保健所の保健婦数は404名であり、平成6年に行った 訪問件数は、全家庭訪問 48.525件、未熟児訪問 1,394件(全家庭訪問の2.9%)、新生児訪問8,852件(全 家庭訪問の18.2%)であった。保健婦の数が区部で はおおむね人口1万人に1人以上の割合で配置されて いるが、都下では1.5から2万人に1人と、保健婦の 数が少なかった。所轄地区での極低出生体重児出生 数はゼロから34人とばらつきがあったが、極低出生 体重児に対しての家庭訪問を全例に行っているのは 20カ所(54%)であり、他は大部分の例に行う、又 は必要に応じて行う等の回答であった。未熟児訪問 の回数は保健所によって1-2回から5-6回まで差があ った。低出生体重児出生の情報を得るのは養育医療 申請書からが最も多く94%であり、次いで病院から の連絡77%、人口動態出生小票63%であった。また、 病状の把握を行うのは、養育医療意見書(97%)、病 院からの連絡票(88%)、親からの連絡(88%)、母子健 康手帳(47%)等であったが、充分な情報が得られて いるとしたものは27%のみであり、73%は充分な情 報が得られていないと答えている。その理由として、 約半数が情報伝達を行わない医療機関があるためと している。また、把握すべき情報としては、疾患に 関する情報(59%)、保健所に希望する指導内容(59%)、 育児者に関する情報(47%)などが挙げられていた。

- 3.東京都における情報管理の問題点
- 1) 産科からNICUへの情報伝達は各施設が独自の連絡票を作成、使用しているが、提供される情報が不十分な場合があり、今後は各施設共通の入院連絡票作成の検討が必要である。
- 2) 施設独自の入退院サマリー、本研究班作成の入院基本情報登録、東京都母子保健サービスセンターの調査票と何種類もの帳票記入又は入力が必要となっており、今後はデータの入力方法や、入力後の変換を検討して、入力の一本化をはかる必要がある。
- 3) NICUと保健所との連携には改善すべき点が多い。 保健婦へのアンケートによるとNICUから保健所へ の低出生体重児に関する医療情報の提供は不十分な 場合が多い。東京都のNICUは地域化が出来ていな いため、一施設がカバーしている地域が広く、多数 の保健所と連絡を取らねばならず、保健所との連携 が密になりにくい。今後は新生児救急医療協議会を 中心とする都内のNICU全体、或いは三次医療圏的 な地区別での保健所との連携の検討も必要であろう。
- 4) 統一した書式の未熟児退院時連絡票を作成し、 医療機関から保健所へ、訪問指導に必要な医療情報 と共に、何を指導して欲しいかを明確に伝達する必 要がある。
- 5) 未熟児訪問は保健婦の行う家庭訪問のうち僅か 3%にしかすぎないが、両親への未熟児訪問に関す るアンケートでは保健婦の専門的知識の不足を指摘 されている。両親の信頼を得られるようにするには、最近の周産期医療についての研修や新生児医療機関 との話し合いの機会を増やし、保健婦の未熟児への 理解を深める必要がある。

検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用 論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります。

要約:東京都における周産期医療情報のシステムは、東京都母子保健サーピスセンタ がサポートするコンピューターネットワークにより、都内の主要な 17 新生児医療機関と 18 産科医療機関が加盟し、診療能力情報と入院患者診療情報の管理を行っている。また、都内の保健所を対象としたアンケート調査を行い、退院後の医療情報の伝達について調査したが、新生児医療機関から保健所への情報の伝達が充分に行われていないことが明らかになった。新生児医療機関が統一した連絡票を作成して保健所への情報の伝達をスムースに行う必要がある。また、産科医療機関から新生児医療機関への母体、分娩に関する情報の伝達にも、統一した連絡票を作成する必要がある。